

会員通知 第 86 号
平成 18 年 12 月 21 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊 藤 義 郎

証券取引法施行令の改正に伴う「業務規程」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、ご通知いたします。

今回の改正は、証券取引法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 377 号）が 12 月 13 日に施行されたことに伴い、技術的な改正を行うものです。

なお、「本所が定める日」は、平成 18 年 12 月 22 日といたします。

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7 <u>第5号</u>に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7 <u>第4号</u>に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p>